

公 示 公 告

平成 2 5 年 5 月 1 0 日

次のとおり見積り合せを実施します。

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 垣 内 正

- 1 件名 清掃モップの賃貸借
- 2 賃貸借内容，賃貸借期間及び場所等
別添「仕様書」のとおり
- 3 見積書提出期限及び見積書提出場所
別添「見積り合せ要領」のとおり

見積り合せ要領

件 名：清掃モップの賃貸借

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 垣 内 正

1 一般事項

本見積り合せ要領（添付資料及び別紙を含む。以下「本要領」という。）は、清掃モップの賃貸借（以下「本件業務」という。）に係る見積り合せに際して見積書提出者が了知し、遵守すべき事項等を規定したものです。

本要領の交付を受けた者は、裁判所から提供を受けた文書、データ等すべて（本要領のほか、追加資料を含む。以下、総じて「裁判所提示文書」という。）について守秘義務を負い、第三者（他の提出者を含む。）に漏らしてはならず、裁判所提示文書を本調達手続以外の目的（広告、宣伝、販売促進、広報を含む。）に使用してはなりません。

見積り合せに参加しようとする者は、本要領の内容を十分に了知の上、裁判所の調達条件のすべてを承諾して見積書を提出しなければなりません。

2 見積り合せに付する事項

(1) 件 名 清掃モップの賃貸借

(2) 内容、賃貸借期間及び場所

別添「仕様書」のとおり

(3) 見積書提出期限及び場所

ア 見積書提出期限

平成25年5月20日（月）午後5時00分（必着）

イ 見積書提出場所

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課役務調達係

3 参加者は、次の事項を正確かつ鮮明に見積書に記載し、社名・代表者の印章を押印の上、見積書を上記2(3)アイのとおり提出してください。

(1) 件名

(2) 見積金額（消費税及び地方消費税を除いた金額を記載する。）

4 見積書は、次のいずれかに該当する場合には、無効とします。

(1) 3の記載要件に不備があるとき。

(2) 見積書提出期限（2(3)ア）を徒過したとき。

(3) 見積書記載金額が訂正されているとき。

(4) 同一の者が2通以上見積書を提出したとき。

5 受注者は、見積書記載金額が、裁判所が定めた予定価格の105分の100以内で、最低の金額の見積りをした者としてします。

6 注意事項

(1) 一度受理された見積書は、差替え又は訂正することができません。

(2) 見積書の作成及び提出にかかる費用は提出者の負担とします。

7 同額の見積りがあった場合

(1) 同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、その同額の見積書を提出した者において、別途指定する日時までに再度見積書を提出してもらい、前回の見積書の金額以下で、かつ、最低の金額の見積りをした者を受注者としてします。

(2) 上記(1)において、同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、別途指定する日時において、くじ引きにより受託者を定めます。この場合、くじを引かない者がいるときは、これに代わって当庁の指定した職員がくじを引きます。

仕 様 書

1 件名

清掃モップの賃貸借

2 賃貸借期間

平成25年6月1日から平成26年3月31日まで

3 納入場所

最高裁判所（所在地：東京都千代田区隼町4番2号）

4 目的

(1) フロアモップ

図書館書庫の床面清掃に使用する。

(2) ハンディモップ

図書館書架の清掃に使用し、高所（2m）書架棚段の清掃を行う必要があることから、後記5(2)記載の規格を満たす伸縮式モップとする。

5 規格

(1) フロアモップ

ア モップ部

(ア) サイズ 縦30cm×横60cm程度

(イ) 素 材 パイル素材（綿・ナイロン）あるいはマイクロファイバー製、ノンオイルのもの。

イ ハンドル部

形状 長さ120cm程度、モップ接続部（ヘッド部）厚さ6cm程度のもの。

モップ接続部（ヘッド部）が180度傾斜可能なもの。

(2) ハンディモップ

ア モップ部

(ア) サイズ 縦40cm×横25cm程度

(イ) 素 材 パイル素材（綿・ナイロン）あるいはマイクロファイバー製、ノンオイルのもの。

イ ハンドル部

形状 2段階伸縮式（最長時85cm程度）のもの。

6 数量

(1) 定期納品

フロアモップ1本, ハンディモップ2本

(2) 臨時納品

ハンディモップ20本

納期は別途指定する(9月ないし10月頃を予定する)。

6 賃貸借の内容等

(1) 納入

5(1)のフロアモップ及びハンディモップのモップ部は, 2の賃貸借期間中, 月1回交換を行う。なお, 具体的な納入場所は最高裁判所が指示する。

5(2)については, 最高裁判所が指定する日に納入する。

(2) 返還

5(1)については2の賃貸借期間終了後, 5(2)については最高裁判所が指定した期間の終了後, 納入場所において回収する。